

1 【19-1 調停に代わる審判 夫婦関係調整調停申立事件（合意型）】

2 平成28年（家イ）第△×号 夫婦関係調整調停申立事件

3 審 判【注1】

4 本籍 A県B市C町××番地×

5 住所 D県E市F町×丁目××番××

6 申立人 甲野太郎

7 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

8 本籍 申立人と同じ

9 住所 D県E市G町×丁目×番×号-×××号

10 相手方 甲野花子

11 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

12 主文

13 1 申立人と相手方とを離婚する。【注2】

14 2 当事者間の長男甲野陸（平成22年6月××日生）の親権者を相手方と
15 定め、相手方において監護養育する。

16 3 申立人は、相手方に対し、前項記載の子の養育費として、月額10万円
17 を、平成29年2月から同人が満22歳に達した後に最初に到来する3月
18 まで、毎月末日限り、相手方名義の××銀行××支店の普通預金口座（口
19 座番号××××××）に振り込む方法により支払う。振込手数料は申立人
20 の負担とする。

21 4 第2項記載の子の進学・病気・事故等特別の出費を要する場合には、そ
22 の負担につき当事者間で別途協議して定める。

23 5 申立人は、相手方に対し、本件離婚に伴う解決金として、250万円の
24 支払義務のあることを認め、これを次のとおり分割して、第3項記載の相
25 手方名義の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は申立人の負担

1 とする。

2 (1) 平成29年6月末日限り 120万円

3 (2) 平成29年12月末日限り 130万円

4 6 当事者間の別紙記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割
5 合を0.5と定める。

6 7 当事者双方は、本件離婚に関し、本文に定めるほか、何らの債権債務
7 がないことを相互に確認する。

8 8 手続費用は各自の負担とする。

9 理 由

10 当裁判所は、本件解決のために調停に代わる審判をすることが相当であると認
11 め、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に
12 考慮し、一切の事情を考慮して、家事事件手続法284条により、本文のとおり審
13 判する。【注3】

14 平成29年2月×日

15 D家庭裁判所

16 裁判官 ○ ○ ○ ○

17 【注1】調停に代わる審判の活用について詳しく論じた文献として、矢尾和子・船所寛生
18 「第8回 調停に代わる審判の活用と合意に相当する審判の運用の実情」（東京家事事件
19 研究会編「家事事件・人事訴訟事件の実務」法曹会262頁以下・平成27年），矢尾和
20 子・佐々木公「家事事件における調停に代わる審判の活用について」（判例タイムズ14
21 16号5頁以下・平成27年）がある。

22 【注2】調停に代わる審判の本文については、調停調書と同じく合意条項とすることも、
23 通常の審判と同じく義務者に対する命令条項にすることも可能である（前掲矢尾・船所論
24 文273頁、前掲矢尾・佐々木論文12頁参照）が、離婚条項については、審判離婚であ
25 ることを明確にするため、「申立人と相手方とを離婚する。」と記載し、「申立人と相手

1 方は、（相手方の申し出により）本日調停離婚する。」などとは記載しない。

2 【注3】合意型では、理由の要旨の記載が「相当と認め」とする程度の簡単なもので足り
3 ることが多い。その他の類型における理由の要旨の記載の程度については、前掲矢尾・船
4 所論文273頁以下、前掲矢尾・佐々木論文5頁以下参照。

5

6

1 【19-2 調停に代わる審判 婚姻費用分担調停申立事件（欠席型）】

2 平成28年（家イ）第△×号 婚姻費用分担調停申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 山 田 花 子

6 住 所 A県E市F町×丁目×番×号

7 相 手 方 山 田 一 郎

8 主 文

9 1 相手方は、申立人に対し、平成28年5月から離婚又は別居解消に至る
10 まで、毎月末日限り7万円を支払え。

11 2 相手方は、申立人に対し、28万円を支払え。

12 3 手続費用は各自の負担とする。

13 理 由【注】

14 本件記録によれば、申立人の平成27年の給与収入が130万円、相手方の同年
15 の給与収入が450万円であることが認められ、これらの収入を東京・大阪養育費
16 等研究会提案の算定方式に基づく算定表（判例タイムズ1111号285頁参照）
17 の「表11 婚姻費用・子1人表（子0～14歳）」に当てはめると、本件は、月
18 額6～8万円の範囲に位置付けられる。

19 そこで、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために
20 衡平に考慮し、一切の事情を考慮し、家事事件手続法284条により、主文のとおり
21 審判する。なお、主文第2項の28万円は、平成28年4月までの未払の婚姻費用を考慮したものである。

23 平成28年5月×日

24 A家庭裁判所

25 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

1 【注】理由の要旨を「相当と認め」とする程度にとどめることもある。【19-1】[注
2 3] 参照。

3

4

1 【19-3 調停に代わる審判 面会交流調停申立事件（不一致型）】

2 平成27年（家イ）第△×号 面会交流調停申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 丙 野 毅
6 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

7 住 所 A県D市E町×丁目×番×号 ○○ハイツ××号

8 相 手 方 丙 野 百 合 子
9 同手續代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

10 住 所 相手方に同じ

11 未 成 年 者 丙 野 豪
12 平成25年8月×日生

13 主 文

14 1 相手方は、申立人に対し、本審判確定日の属する月の翌月から、2か月に1回、面会交流を支援する第三者機関立会いの下、未成年者と面会交流することを認めなければならない。【注1】【注2】

17 2 申立人及び相手方は、前項の面会交流の日時、場所、方法、同交流の際の留意事項、禁止事項について、前項の第三者機関の指示に従わなければならぬ。

20 3 申立人及び相手方は、第1項の面会交流に関し、第1項の第三者機関に支払うべき費用を、2分の1ずつ折半して負担しなければならない。

22 4 手續費用は各自の負担とする。

23 理 由

24 本件では面会交流を支援する第三者機関の利用の有無のみが争点となっているところ、相手方が、申立人から同居中に受けた暴力により、申立人に対し恐怖心を有

1 していること、申立人と未成年者との交流が約1年半途絶えていること、未成年者
2 の年齢その他一切の事情を考慮すると、上記機関を利用して申立人と未成年者との
3 面会交流を実施していくのが相当である。【注2】

4 そこで、当裁判所は、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、家事事
5 件手続法284条により、主文のとおり審判する。

6 平成28年7月×日

7 A家庭裁判所

8 裁判官 ○ ○ ○ ○

9 【注1】「第三者機関」「面会交流の実施を援助する第三者機関」などと記載する例
10 もある。

11 【注2】主文や理由中で第三者機関を具体的に特定することで、当該第三者機関と契約が
12 締結できなくなった場合などに、審判の内容や効力を巡って当事者間に紛争が生じるおそ
13 れもあることから、特定をしない方が望ましく、実際に特定しないのが通常である。

14

15

1 【19-4 調停に代わる審判 遺産分割申立事件（不出頭型）】

2 平成28年（家イ）第××号 遺産分割申立事件（甲事件）

3 平成28年（家イ）第××号 遺産分割申立事件（乙事件）

4 審 判

5 住 所 A県B市C五丁目5番20号

6 甲事件・乙事件申立人 甲 川 A 子

7 (以下「申立人A子」という。)

8 住 所 A県D市E2丁目30番22号

9 甲事件・乙事件申立人 乙 山 B 子

10 (以下「申立人B子」という。)

11 申立人ら手続代理人弁護士 △ △ △ △

12 住 所 A県F市G二丁目3番2号

13 甲事件・乙事件相手方 丙 野 C 子

14 (以下「相手方C子」という。)

15 住 所 H県I市K二丁目21番20号

16 甲事件・乙事件相手方 丙 野 一 郎

17 (以下「相手方一郎」という。)

18 本 籍 A県D市E四丁目61番地

19 最後の住所 A県D市E4丁目41番13号

20 甲事件被相続人 丙 野 D 子

21 (平成25年1月7日死亡)

22 本 籍 A県D市E四丁目41番地

23 最後の住所 A県D市E4丁目41番13号

24 乙事件被相続人 丙 野 二 郎

25 (平成26年6月17日死亡)

主文

2 1 当事者全員は、甲事件被相続人丙野D子（平成25年1月7日死亡、以下「甲
3 事件被相続人」という。）の相続人が相手方C子、相手方一郎、申立人A子、乙
4 事件被相続人丙野二郎（以下「乙事件被相続人」という。）及び申立人B子であ
5 ったこと、乙事件被相続人が平成26年6月17日に死亡し、同人の相続人が相
6 手方C子、相手方一郎、申立人A子及び申立人B子であること、以上により本件
7 遺産分割の当事者が申立人ら及び相手方らの4名であることを確認する。

8 2 当事者全員は、別紙遺産目録1（以下「目録1」という。）記載の財産が甲事
9 件被相続人の遺産であること、別紙遺産目録2（以下「目録2」という。）記載
10 の財産が乙事件被相続人の遺産であることをそれぞれ確認する。

11 3 当事者全員は、目録1及び目録2の遺産を次のとおり分割する。

12 申立人A子は、目録1及び目録2記載の遺産を全て単独取得する。

13 4(1) 申立人A子は、相手方C子に対し、前項の遺産を取得した代償として250
14 万円を支払うこととし、これを本審判確定の日から1か月以内に、下記の口座
15 に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は申立人A子の負担とする。

記

××銀行××支店

口座名義「丙野C子」

普通（口座番号0004202）

(2) 申立人A子は、相手方一郎に対し、前項の遺産を取得した代償として250万円を支払うこととし、これを本審判確定後、相手方一郎が申立人A子に支払口座を通知した日の翌日から1か月以内に、同口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は申立人A子の負担とする。

24 (3) 申立人A子は、申立人B子に対し、前項の遺産を取得した代償として、25
25 0万円を支払うこととし、これを本審判確定の日から1か月以内に、持参又は
26 振り込む方法により支払う。

- 1 5 当事者全員は、以上をもって甲事件被相続人の遺産及び乙事件被相続人の遺産
2 並びにその分割に関する紛争が一切解決したものとし、本主文に定めるほか何ら
3 の債権債務のないことを相互に確認する。【注 1】
4 6 本件手続費用は、各自の負担とする。

5 理 由

6 本件においては、家事事件手続法 284 条により、調停に代わる審判をするのを
7 相当と認め、本件調停委員会を構成する家事調停委員の意見を聴いた上、主文のと
8 おり審判する。【注 2】【注 3】

9 平成 28 年 12 月 × 日

10 A家庭裁判所 B支部

11 裁 判 官 × × × ×

12

13 (別 紙)

14 遺 产 目 錄 1

15 (甲事件被相続人)

16 1 土 地

17 所 在 A県D市E四丁目

18 地 番 41番13

19 地 目 宅地

20 地 積 76.60 平方メートル

21 (登記記録上の甲事件被相続人の住所 D市H町59番地)

22 (登記記録上の甲事件被相続人の氏名 丙野 d 子)

23 2 建 物

24 (未登記)

25 所 在 等 A県D市E四丁目 41番地

26 種 類 居宅

1 構 造 木造
2 屋 根 瓦葺
3 地 上 2階
4 現況床面積 1階 62.60 平方メートル
5 2階 62.60 平方メートル

6 以 上
7

8 (別 紙)

9 遺 产 目 錄 2

10 (乙事件被相続人)

11 1 貯 金

12 (1) ゆうちょ銀行 通常貯金 記号番号 101××-68809431

13 (2) ゆうちょ銀行 担保定額貯金 記号番号 101××-68809431

14 以 上
15

16 【注 1】清算条項は、調停に代わる審判においてその存在が明らかであった遺産に関する
17 ものであり、主文に反するような確定後の主張を封じる効果がある。対象とされなかつ
18 た遺産について後日の遺産分割を否定する効力を有するものではない。調停成立時の調
19 停条項についても同様である。

20 後日遺産が発見されたときのために、調停条項では、当事者の意向により遺産発見条
21 項を追加することもある。「別紙遺産目録記載の財産以外の被相続人の遺産が発見され
22 たときは、当事者全員は、その分割につき別途協議する。」、「別紙遺産目録記載の財
23 産以外の被相続人の遺産が発見されたときは、当事者全員は、その法定相続分に応じて
24 これを分割する。」などとする。

25 使途不明金問題等、紛争が残っている事案では、清算条項を「別紙遺産目録記載の被
26 相続人の遺産及びその分割に関する紛争・・・」とする例もある。

1 また、当事者間の対立が苛烈な場合等、調停に代わる審判では、清算条項を一切入れ
2 ないこともある。

3 【注2】調停委員会による調停でなく、単独調停の場合は、「本件においては、家事事件手
4 続法284条により、調停に代わる審判をするのを相当と認め、主文のとおり審判する。」
5 とする。

6 【注3】理由において、（欠席）当事者の対応、遺産の範囲や遺産の評価等について、記載す
7 ることもある。「相手方一郎は、本調停期日に1度も出席せず、家庭裁判所調査官が送付し
8 た照会書面にも回答しなかった。」、「相続の開始及び遺産の範囲については、主文1項、
9 2項のとおりである。」、「目録記載1の建物の評価額は、査定書（甲△）によると、〇〇
10 〇円である。」などとする。
11

【19-5 調停に代わる審判 遺産分割申立事件（不一致型）】

2 平成28年(家)第××××号 遺産分割申立事件

審判

4 (当事者欄は省略)

主文

6 1 当事者双方は、被相続人甲野太郎（平成26年11月9日死亡。以下「被
7 相続人」という。）の相続人が、申立人及び相手方の2名であることを確認
8 する。

9 2 当事者双方は、別紙遺産目録（以下「目録」という。）記載の財産が被相
10 続人の遺産であることを確認する。

11 3 当事者双方は、目録記載の遺産を次のとおり分割する。

12 (1) 申立人は、目録記載の遺産を単独取得する。

13 (2) 相手方は、遺産を取得しない。【注】

14 4 当事者双方は、以上をもって被相続人の遺産及びその分割に関する紛争が一切
15 解決したものとし、本文に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認
16 する。

17. 5 手続費用は各自の負担とする。

理由

19 1(1) 目録記載の土地（以下「本件道路」という。）は公衆用道路であり、申立人
20 が所有する以下の不動産は、本件道路に接している。

以下の不動産については、平成27年9月5日付で申立人及び相手方の間で
成立した遺産分割協議により、申立人が取得したものである。

23 ① 土地

24 所在・A市B区C町, 地番・3569番1, 地目・宅地, 地積・132.

25 23 平方メートル

② 建物

所在・A市B区C町3569番地1, 家屋番号・3569番1, 種類・居宅, 構造・木造スレート葺2階建, 床面積・1階59.19平方メートル, 2階32.29平方メートル

(2) 本件道路は、固定資産税、都市計画税とともに、非課税とされている。

(3) したがって、本件道路については、申立人が取得するのが相当であり、本件道路が非課税であることから、経済的価値はなく、申立人が相手方に代償金を支払う必要はない。

9 2 本件においては、家事事件手続法284条により、調停に代わる審判をするの
10 を相当と認め、本件調停委員会を構成する家事調停委員の意見を聴いたうえ、主
11 文のとおり審判する。

平成28年10月×日

A家庭裁判所

裁 判 官 × × × ×

15

16 (別 紙)

遺 産 目 錄

18 地十

19 所 在 A市B区C町

20 地番 3569番4

21 地 目 公衆用道路

22 地 積 145 平方メートル

被相続人の持分 8 分の 1

以 上

25

【注】本事案は、相手方に取得させることは相当ではなく、代償金を支払う必要もない場

1 合である。

2 なお、遺産を現物取得等しないものの、代償金の支払を受ける場合は、家事法 195
3 条の債務を負担させる方法による遺産の分割（代償分割）の方法によるものであり、取
4 得分がゼロである旨の確認条項である「遺産を取得しない。」との主文は不適切である。

5 答弁書の記載や家庭裁判所調査官による意向調査により、遺産の取得を希望しないこ
6 とが明らかになった場合には、理由において、「相手方は、答弁書において、遺産の取
7 得を希望しない旨の意向を示した。」、「相手方は、家庭裁判所調査官による意向調査
8 において、代償金を含め遺産を取得しない旨の意向を示した。」などとする。

9

10

11

1 【19-6 調停に代わる審判 遺産分割申立事件（合意型・涉外事件）】

2 平成28年（家イ）第××××号 遺産分割申立事件

3 審 判

4 住 所 D市E区I××番地 特別養護老人ホーム××苑

5 （住民票上の住所 D市E区F×丁目×番×号）

6 申 立 人 A × ×

7 住 所 J県K市L×丁目×番×号

8 申 立 人 B × ×

9 住 所 D市G区H×番地×

10 相 手 方 C × ×

11 同手続代理人弁護士 ▲ ▲ ▲ ▲

12 国 籍 中華人民共和国

13 最後の住所 D市E区F×丁目×番×号

14 被相続人 C ○ ○

15 (2015年(平成27年)8月×日死亡)

16 主 文

17 1 当事者全員は、被相続人C○○(2015年(平成27年)8月×日死亡、以下「被相続人」という。)の相続人が、申立人A××(以下「申立人A」という。),同B××(以下「申立人B」という。)及び相手方の3名であることを確認する。

18 2 当事者全員は、別紙遺産目録(以下「目録」という。)記載の財産が被相続人の遺産であることを確認する。

19 3 当事者全員は、目録記載の遺産を次のとおり分割する。

20 (1)ア 当事者全員は、目録記載1の土地及び同2の建物(以下「本件不動産」という。)を、下記持分割合で、いずれも共有取得する。

21
22
23
24
25 記

1 申立人A 2分の1
2 申立人B 4分の1
3 相手方 4分の1

4 イ 当事者全員は、平成29年12月31日までに、本件不動産を相互に協力
5 して売却するものとし、その売却代金から不動産仲介手数料及び測量費等の
6 売却に要する費用を控除した残代金を、上記割合で取得する。

7 ウ 当事者全員は、平成30年1月1日以降、単独で競売申立てをすることが
8 できる。

9 【注1】

- 10 (2) 申立人Aは、目録記載3の現金を取得する。
- 11 4(1) 申立人Aは、申立人Bに対し、前項(2)の遺産を取得した代償として、25万
12 円を支払うこととし、これを、本審判確定の日から1か月以内に、持参又は送
13 付する方法により支払う。
- 14 (2) 申立人Aは、相手方に対し、前項(2)の遺産を取得した代償として、25万円を
15 支払うこととし、これを、本審判確定の日から1か月以内に、☆☆銀行D支店の
16 「弁護士▲▲▲▲預かり口」名義の普通預金口座（口座番号××××××）に
17 振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は申立人Aの負担とする。
- 18 5 当事者全員は、以上をもって被相続人の遺産及びその分割に関する紛争が一切
19 解決したものとし、前項までに定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確
20 認する。
- 21 6 手続費用は、各自の負担とする。

22 理 由

- 23 1 本件は、涉外事件であるところ、被相続人及び相続人は、全て日本に住所を有
24 し、分割対象である遺産も全て日本国内にあるから、日本に国際裁判管轄がある。
- 25 2 被相続人の本国法は中国法であるところ、中国民法通則149条、相続法3
26 9条によると、不動産については不動産所在地法により、動産の相続について

1 は死亡当時の被相続人の住所地法によるものとされる。本件不動産が日本国内
2 に所在し、被相続人の死亡当時の住所地が日本国内にあるため、本件において
3 は、法の適用に関する通則法41条により、日本法が準拠法となる。【注2】
4 3 本件においては、家事事件手続法284条により、調停に代わる審判をするの
5 を相当と認め、本件調停委員会を構成する家事調停委員の意見を聴いた上、主文
6 のとおり審判する。

7 平成28年11月×日

8 D家庭裁判所家事部

9 裁判官

○ ○ ○ ○

10 11 (別紙)

12 遺産目録

13 1 土地

14 所在 D市E区F×丁目

15 地番 ×番×

16 地目 宅地

17 地積 56.79平方メートル

18 2 建物

19 所在 D市E区F×丁目 ×番地×

20 家屋番号 ×番×

21 種類 居宅

22 構造 鉄骨造陸屋根2階建

23 床面積 1階 33.12平方メートル

24 2階 32.40平方メートル

25 3 現金

26 100万(申立人A保管)

以 上

2

3 【注 1】共有取得、任意売却、競売を組み合わせた条項である。審判では不可能であるが、
4 調停に代わる審判では可能な場合がある。

5 【注 2】涉外的性質を有する遺産分割事件では、準拠法に関する判示が必要となる。また、
6 国際裁判管轄に関する判示については、L P 2 2 6 頁以下。